

山口大学理学部高圧ガスボンベ保管所利用申し合わせ

平成16年4月1日

1. 理学部高圧ガスボンベ保管所（以下「保管所」という。）の管理・運営のため、以下の事項を定めるものとする。
2. 保管所に保管するボンベは、第一種（不活性）ガス、および第二種のうち支燃性ガス（酸素・空気）のボンベのみとし、可燃性ガスや特殊ガスは保管しない。
3. 保管所の管理・運営に関する主任者として保安監督者を置く。保安監督者は、保管所におけるガスボンベの取扱いの監督・指導および保管所の実態の把握を行う。
4. 保管所を使用する者は、予め保安監督者に申し出て、鍵を受け取る。保管所の鍵は、使用者が責任をもって管理するものとする。
5. 保管所の使用者は、使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ガスボンベには、講座名・責任者名・連絡先・ガス名称・ガス種別・使用状態（未使用・使用中・空）を明記し、指定された場所に保管すること。
 - ボンベを移動させる際には、キャリヤーを用い、引きずるなどしないこと。
 - 出し入れの際には、必ず保管所の使用簿に記録すること。
 - 保管所への関係者以外の出入りを禁止し、保管所内の換気に十分に注意すること。
 - 保管所内および周辺にて火気を使用しないこと。
 - 保管所内は常に整理整頓し、所定のボンベ以外のものを貯蔵したり、指定場所以外にボンベを保管したりしないこと。
 - 異常を発見したときには、直ちに保安監督者まで連絡すること。